

令和 5 年 6 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 5 年 6 月 2 6 日（月）午後 2 時 3 3 分

場所：本庁舎 5 階 5－1 会議室・5－2 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和５年６月２６日（月）、本庁舎５階 ５－１会議室・
５－２会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

１ 番	井 上 哲 夫	１ ７ 番	吉 川 誠
２ 番	三 上 健 一	１ ８ 番	櫻 井 一 雄
３ 番	井 出 茂 康	１ ９ 番	宮 治 時 男
４ 番	齋 藤 義 治	２ １ 番	佐 藤 智 哉
５ 番	小 林 正 幸	２ ２ 番	澤 野 孝 行
７ 番	上 田 洋 子	２ ４ 番	神 崎 享 子
８ 番	加 藤 義 一	２ ５ 番	福 岡 則 夫
９ 番	田 代 恵美子		
１ ０ 番	吉 原 豊		
１ １ 番	山 口 貞 雄		
１ ２ 番	加 藤 登		
１ ３ 番	西 山 弘 行		
１ ４ 番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

６ 番	飯 田 芳 一	１ ５ 番	落 合 喜 治
１ ６ 番	北 村 利 夫	２ ０ 番	佐 川 俊 夫
２ ３ 番	平 川 勝 昌		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主 幹	坂 間 英 己	上級主査	山 澤 成 司
事務職員	松下 翔太郎				

委員会の日程は、次のとおり

- | | | | | |
|-----|---|-----|-----|--|
| 日程第 | 1 | 議案第 | 17号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 | 2 | 議案第 | 18号 | 非農地証明願について |
| 日程第 | 3 | 議案第 | 19号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について |
| 日程第 | 4 | 議案第 | 20号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について |
| 日程第 | 5 | 議案第 | 21号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について |
| 日程第 | 6 | 議案第 | 22号 | 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 | 7 | 報告第 | 8号 | 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について |
| 日程第 | 8 | 議案第 | 23号 | 令和6年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書について |

開会 午後２時３３分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、お待たせいたしました。定刻を少し過ぎておりますが、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、出席者数２０名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

毎月、このように総会を開いておりまして、その中で、今日は「農地法」の話を、ちょっとしてみたいのですが、農地法ができたのが昭和２７年で、このときは岸信介内閣、池田勇人内閣、その辺の時代です。そのときにできた農地法ですが、農地をこれからも守っていこうということで制定されたわけです。

そのときに農地法第３条というのができたのですが、農地法第３条は、いわゆる農地の「権利移動」でございます。例えば農地を売買して、ほかの人に移すとか、あるいは農地の貸し借りも農地法第３条でやっておりました。

そのときに、昭和２７年ですから、まだまだ食料が足りないような時代でございましたけれども、農地の重要性ということで、農地の問題がいろいろありました。

一番問題になったのが、いわゆる貸し借りの問題で、旧農地法第３条では、一回貸したら、なかなか戻ってこないというのが定説でございました。それをどうしようということで、２８年、２９年ぐらいの間、同じような法律を使っていたのですが、昭和５５年（１９８０年）に新しい農用地利用増進法が制定されまして、時々お話の中にある「利用権」というのができました。

その利用権ができて、地権者と借りている人との契約ができて、例えば３年ですとか５年ですとかということで期間が限定されて、終了したときには必ず戻ってくることが法律で決まりました。以前の法律ですと、お互いに承諾をし

ないとなかなか返ってこないことがありましたけれども、3年、5年で確実に
もとの地権者に戻ってくるというのが、今の法律、利用権でございます。

そしてまた、平成5年には、それが改正をされまして、今の農業経営基盤強
化促進法ができました。これによって、毎月、利用権の更新あるいは新規とい
うことで審議をさせていただいております。

その農業経営基盤強化促進法の一部が、今年の4月1日にまた改正をされま
して、記憶に新しいところでは、下限面積がなくなりました。

それで、この農地をどうしようか、どうしていかうかということで、いろい
ろ議論がありまして、地域計画をつくって、そしてその中で、10年後に、一
筆ごとに誰が耕作をするのか、目標地図をつくろうということで、今、話が進
んでおります。

それで、この目標地図をつくるに当たっては、要するに一番現場に近い農業
委員の皆様方に、この目標地図の作成に尽力していただきたいということで、
今話が進んでおります。

それで、これから、今後10年後、今のこの土地、農地がどういうふうにな
っているか、それは、これから始まるわけですが、そこで問題になってくるの
が、これは、私が問題にしているのですが、いわゆる目標地図をつくって区域
を区切ると、その中に入った農地は、ある程度規制をされます。規制をされる
ということは、今までの線引きと同じような感覚で、目標地図の中に入った農
地が、今度は、その目標地図から抜けるときにはどのようにするのかというこ
とが、また大きな問題になってくると思われます。

これも5年、10年たちますと、相続があるのだろうか、あるいは農業経営
ができなくなるのではないだろうかとか、どのような状況になるのか、先のこ
とはわかりませんが、これもまた、問題になってくるのではないかと思
われます。

そういうところも加味しながら、農業の目標地図をつくっていくのですが、
これから農業委員の皆様方も大変ですが、事務局も大変だと思います。事務職
員が、果たして今の人数で、できるかということが、非常に問題になっていま

す。

国のほうも、ある程度予算をつけて事務職員を増やそうということもしているようですが、全国的に見て、北海道や東北など、そのほかにも農業を専門にやっているところと、都市農地の中で農業をやっているところとでは、状況が全然違うわけですけども、しかし国は、全部十把ひとからげでやるわけですよ。

そうすると、都市農業の中の農地というのは、資産的な価値もかなりありますから、例えば圏央道を走っていただくとわかるように、海老名や厚木の周辺では、農地がどんどんどんどん建物に変わっています。それは、農地がどんどん買われているということですよね。

そういうことで目標地図をつくった場合に、これから、そういうところがどうなるのか、この間も、農業会議で質問をしたのですが、相続があったときにはどうするのか、あるいはそのほか物流総合効率化法というのがあって、インターから5キロ以内は農地が開発できるという法律があるんですね。

そういうところもどのようなことになるのかということで質問をしたのですが、結局まだまだわからないというのが現状のようでございます。

いずれにしても、今まで農家の収入を増やすためには大型化しようとか、集積をしようとか、集約をしようとかということでどんどん話が進んでいましたが、果たしてそれで農業経営が、本当にこれからもよくなっていくのかということが話題にもなっております。

国会でも、時々参考人意見ということで、農業委員の代表の人ですとか農業会議の代表の人がいろいろ話をしておりますが、その中でも、今、農業は本当に厳しいということが言われていまして、なかなか前へ進まないですね。

ですから、これから本当にどんどんどんどん格差が、ほかの産業がよくなっていくと、格差がもっともっと広がるのではないか。それで、担い手がどうのこうのと言うのですが、果たしてこれからの農業に担い手が出てくるのか、本当に疑問な点ですね。

今の農政の中では、担い手を増やすにはどうしたらいいのかということも、

抜けているところですけども、農地を集めよう、やろう、でも、10年後にはどうしようと、やる人がいるかいなかわからないのに、そういうものもつくろうとしているわけですよ。

ですから、今後、各地域でいろいろな話が出てくと思いますが、皆さん方、本当に現場の忌憚のない声を、行政あるいは国へ訴えていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いを申し上げます。

そういうことでございますが、それでは、6月の総会を開会いたします。

よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長） 会長、ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（山澤成司上級主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、23番の平川勝昌委員と、24番の神崎享子委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） 「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、

4人。所有面積、耕作面積、ともに118a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻、2筆。地目、全て畑。地積、2筆合計1,179㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 先ほど、議事録署名人につきまして、23番の平川勝昌委員と申し上げましたが、本日は休みということでございますので、25番の福岡則夫委員にお願いをいたします。

それでは、ただいま事務局の説明が終わりましたので、番号1について意見を求めます。

3番、井出委員。

3番（井出茂康委員） 資料は1ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、市道大庭・瀬郷線にある「打戻根下」交差点から北東に約400mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、茅ヶ崎市に在住しており、茅ヶ崎市などにも田・畑を所有し、水稻や露地野菜の生産により農業経営を行っております。

管理状況は良好であることを、本市分は現地調査で、それ以外は管轄の農業委員会事務局に確認済みです。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することとです。

申請地については、ネギを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第１７号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 先ほど挨拶の中で言いましたが、今回、これは農地法第３条ですが、農地バンクのほうからも権利移動ができるようになりましたので、そのことをお伝えしておきます。いわゆる農地法の中の３条と農用地利用集積等促進計画による新しい形ができますので、今度は権利移動が２通りになります。

これは、時々出てきますけれども、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第１７号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第２、議案第１８号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、「非農地証明願について」を説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号１。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻、１筆。地目、畑。地積、３７８．８８㎡。内容、昭和３９年から農業用倉庫の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、昭和４８年航空写真。現地確認日、令和５年６月１５日。

続きまして、番号２。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤、７筆。地目、田。地積、合計５７５㎡。内容、平成８年以前から河川区域の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成８年航空写真。現地確認日、令和５年６月１５日。

続きまして、番号３。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤、１筆。地目、畑。地積、６５６㎡。内容、平成１３年頃から貸資材置場の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成１９年航空写真。現地確認日、令和５年６月１５日。

以上です。

種農地」、前面が建築基準法上の道路で、水道管及び雨水管の埋設があり、近隣には大黒橋小公園と青木歯科医院がある 1 筆と、300 m 以内に慶応大学バスターミナルがある 5 筆については、「第 3 種農地」と判断しました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和5年6月15日に、地区委員の私と、事務局の職員で現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号３について意見を求めます。

18番、櫻井委員。

18番（櫻井一雄委員） 資料は6ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、「遠藤市民センター」から、南に約200m
の土地になります。

申請者は、遠藤の土地について、平成１３年頃から貸資材置場の敷地として利用し、現在に至っているとのこと。

農地の区分は、300m以内に遠藤市民センターがあるため、「第3種農地」と判断しました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和5年6月15日に、地区委員の私と、事務局の職員で現地調査を行い、申請どおり貸資材置場であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 18 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 18 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 3、議案第 19 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を説明させていただきます。

地区、六会・長後。番号 1。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、西俣野、2 筆。地目、いずれも田。地積、2 筆合計 2, 005 m²。区域区分、いずれも調整（農用地）。相続開始年月日、令和 4 年 11 月 3 日。経営面積、2, 005 m²。現地確認日、令和 5 年 6 月 15 日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 1 について意見を求めます。

12 番、加藤 登委員。

12 番（加藤 登委員） 本件につきましては、令和 5 年 6 月 15 日に事務局職員及び飯田委員で現地確認を行いました。

現地の状況は、水稻の作付け準備中であり、適正に管理されていました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 19 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 19 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 4、議案第 20 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。

なお、本議案、番号 5 については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限により、対象委員は、しばらくの間、退席を願います。

（対象委員 退席）

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案、番号 5 について、事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を説明させていただきます。議案書は 10 ページになります。

地区、六会・長後。番号 5。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、長後、16 筆。地目、記載のとおり。地積、16 筆合計 9,678.13 m²。確認した農地等の利用状況等、議案書のとおり。相続開始年月日、平成 15 年 6 月 21 日。免除予定日、令和 6 年 4 月 22 日。現地確認日、令和 5 年 6 月 15 日。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 5 について、意見を求めます。

10 番、吉原委員。

10 番（吉原委員） 納税猶予の利用状況の確認について（出口）です。

本件につきましては、令和５年６月１５日に、相続人と事務局職員及び私、吉原で現地確認を行いました。

以上です。

議案第20号、番号5について、承認することに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第２０号、番号５について、承認をすることに決定いたします。

(退席委員 入室)

山澤上級主査。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、遠藤、3筆。地目、畑。地積、合計4,421㎡。確認した農地等の利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成15年5月22日。免除予定日、令和6年3月23日。現地確認日、令和5年6月15日。

地等の利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成15年6月16日。

免除予定日、令和6年4月17日。現地確認日、令和5年6月15日。

続きまして、番号3。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、西俣野、10筆。地目、記載のとおり。地積、合計7,423㎡。確認した農地等の利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成15年5月28日。免除予定日、令和6年3月29日。現地確認日、令和5年6月15日。

続きまして、番号4。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、長後、26筆。地目、記載のとおり。地積、26筆合計1万9,721.43㎡。確認した農地等の利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成15年10月11日。免除予定日、令和6年8月12日。現地確認日、令和5年6月15日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

18番、櫻井委員。

18番（櫻井一雄委員） 本件につきましては、令和5年6月15日に、相続人と事務局職員及び私、櫻井で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、ナス、オクラなど夏野菜の栽培中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

12番、加藤 登委員。

12番（加藤 登委員） 本件につきましては、令和5年6月15日に、相続人と事務局

現地の状況といたしましては、ピーマンやカボチャなどの野菜及び水稲の栽培中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

12番、加藤 登委員。

現地の状況といたしましては、トウモロコシやトマトなどの夏野菜及び水稻の栽培中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

1 番、井上委員。

現地の状況といたしましては、ナシ・ブドウなどの果樹や水稻の栽培中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第20号、番号1から番号4について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第20号、番号1から番号4について、承認することに決定をいたします。

今回、出口の部分でいろいろありましたが、書類を見ますと、何平米のうちの幾つということで面積が減っております。これは、多分電柱ですとか物置ですとか道路部分ですとかで減っているのだと思いますけれども、今後の一つの動きの中で、これは、相続税法の関係ですが、いわゆる農業に使っているものですから、本来は全部面積に入れるべきではないかという話は、これは前々からあります。

ですから、例えば相続税の中で、一つの筆の中で、端のほうに電柱があるから電柱の分を減らしてくれとか、そういうことを税務署で言うのですが、そういうものは、要するにいわゆるインフラとして、皆さんが協力をしていたりするわけですよ。そういうものも除外をしていくというのが現状です。

ですから、相続税に関して、このように除外する面積を、もう少し考えていただきたいということも、今後、一つの運動の中で伝えていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

これをやられた方々は、なぜこれだけ、こういうふうに減らすのかということで、多分いろいろ感じられたこともあろうかと思っておりますので、そういうことも今後の課題にしていきたいと思っております。

3番（井出茂康委員） 例えばそれは、平米がそんなにないということもあるんじゃないけれども、それはどのように……

議長（齋藤義治委員） 入口の部分で、結局、税理士がそういうふうなことを計算するわけですよ。だから、そういうことがなければ、もともと1筆1,000㎡なら1,000㎡ということで、それを、例えば10㎡分だけ、990㎡とい

うのはおかしい、本来は、それだけ減らすということはおかしいと思うんですよ。どっちにしろ、何かしらで利用しているわけですから。

13番（西山弘行委員） ただ、減っていれば、その分、相続税は減るんじゃないですか。

議長（齋藤義治委員） その分は、今度は別に計算するから、それは、別の計算方法で……

13番（西山弘行委員） それは、ちょっと不公平ですね。じゃ、極端な話、電柱だったら、外へ出してくれという話になりますよね。

議長（齋藤義治委員） そういうこともありますので、井上さんも、多分そうですね。

1番（井上哲夫委員） いわゆるコンクリートの部分だとか、まあ農業に使っている部分ですよね。そのところは、どうしてもコンクリートを打たなければだめだというような状況だから、それを、最初の部分、入口の部分で、税理士から言われて、この部分は外しますよということになるわけですね。

3番（井出茂康委員） 今でもだめなんですね。

議長（齋藤義治委員） だめです。

13番（西山弘行委員） そういうのって、擁壁とかだったら、じゃ、雨など降ったときに、道路へ垂れ流しでいいのかという話になっちゃうから、税務署はそういう見解なのかという話になりますよね。

議長（齋藤義治委員） 税務署は、農業経営というよりも、その書面の中で、畑以外のものは全部別途で計算をしますね。

1番（井上哲夫委員） 畑でも、要するにその畑に入るところの駐車場、泥であっても、そこで車の向きを変えたりとか、駐車場になっていれば、そこは外してくれということを、多分言われると思いますね。

議長（齋藤義治委員） そういうこともおかしいと思いますよ。

3番（井出茂康委員） 農業ができなくなってしまうからね。

議長（齋藤義治委員） そうです。何でもかんでも、そうやって細かく計算をしますから、これも農協などが、ひとつ先頭に立ってやってもらわないと、国の法律

を変えることですからね。いろいろ意見があろうかと思いますが、それでは、次に移りたいと思います。

日程第５、議案第２１号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、日程第５、議案第２１号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号１及び番号２は、用田を中心に５１１ａを耕作する方の更新借受分です。

番号３は、葛原で３４ａを耕作する方の更新借受分です。

番号４及び番号５は、打戻で１００ａを耕作する方の更新借受分です。

番号６及び番号７は、瀬郷を中心に１０９ａを耕作する方の更新借受分です。

番号８は、瀬郷を中心に４９８ａを耕作する方の更新借受分です。

番号９は、亀井野を中心に２９５ａを耕作する方の更新借受分です。

番号１０は、西俣野で４４ａを耕作する方の更新借受分です。

番号１１は、石川を中心に５７２ａを耕作する方の更新借受分です。

なお、利用権設定等を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件につきまして意見を求めます。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第２１号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第２１号について、承認することに決定をい

たします。

次に移ります。

日程第 6、議案第 22 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、日程第 6、議案第 22 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

番号 1 は、遠藤で 45 a を耕作する方の新規借受分で、当該地ではハウレンソウを栽培する予定となっております。

番号 2 は、大庭で 14 a を耕作する方の新規借受分で、当該地ではナスを栽培する予定となっております。

番号 3 及び番号 4 は、大庭で 9 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では水稻を栽培する予定となっております。

なお、中間管理事業を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 22 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 22 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づいて、市長に提出する「令和6年度農地利用最適化推進施策等の改善に係る意見書」を、施策検討小委員会で取りまとめましたので、総会にお諮りするものです。

それでは、内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（坂間英己主幹） 事務局から、意見書について説明をさせていただきます。

議案書の21ページとなります。

表紙は、本市農業の状況や農業委員会の役割等について記載しております。

それでは、表紙について読み上げさせていただきます。

令和6年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書

日頃から、農業委員会の活動に格別の御理解と御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、温暖な気候と平坦な地形等の良好な自然条件と、大消費地を控えた有利な立地条件のもとで、野菜、花き、果樹、植木、畜産などの都市型農業が展開されております。

市内に広がる豊かな田園風景は、市民に新鮮で安全な農産物を提供するとともに、緑地空間、防災空間として、また、都市部に住む人にとっては「心のふるさと」として魅力を感じさせてくれます。

しかしながら、本市におきましても農家世帯の高齢化、後継者や担い手不足、遊休農地の増加とともに、有害鳥獣や異常気象等による農作物被害、また、燃料や飼料等の高騰による売上高の減少など、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

こうした中、農業委員会といたしましては、「担い手への農地等の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など、「農地等の利用の最適化の推進」を、関係機関や団体と連携し、より一層努力してまいり所存でございます。

本市農業の輝ける未来に向け、全ての農業者が誇りや希望を持って

営農を続けることができるよう、令和6年度の本市の予算編成並びに農業施策に関して、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、次のとおり意見書を提出させていただきます。

次に、意見書の内容について御説明させていただきます。

議案書の22ページからとなっております。22ページをお開きください。

本意見書につきましては、昨年同様4つの大項目で構成されております。

1つ目が「担い手への農地利用の集積・集約化のための施策」、2つ目が「遊休農地の発生防止・解消のための施策」、3つ目が「新規参入の促進のための施策」、4つ目が「その他地域農業の維持・発展のための施策」となっております。

各大項目の下に、具体的な施策を提案させていただいておりまして、昨年度と同じ提案の内容につきましては【継続】、昨年度から、文言等の修正あるいは内容の追加につきましては【一部新規】、今年度新たに決定する内容につきましては【新規】と記載しております。

それでは、22ページをお開きください。

大項目の1つ目の **1 担い手への農地利用の集積・集約化のための施策** は、(1) 水田の保全に対する支援・助成について、(2) 農道や水路等の整備について、(3) 地域計画の策定について、の3つの項目で構成されております。

(1) 水田の保全に対する支援・助成について、でございますが、①、②とも【継続】となっております。

続きまして、(2) 農道や水路等の整備について、でございますが、①につきましては【継続】となっております。②につきましては、「注意喚起のPRを広報等のメディアを通じて行うこと。」とし、【一部新規】の内容として追加しております。

(3) 地域計画の策定について、でございますが、これは、昨年度までは、「人・農地プランの実行について」という提案でございましたが、「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、これを策定していくこととなりま

したので、提案を「地域計画の策定について」と変更し、提案内容につきまして、「地域計画」として法定化されているところと、「地域計画の策定に当たっては、」の部分について【一部新規】として、一部文言を加筆修正しております。

続きまして、23ページを御覧ください。

大項目の2つ目の **2 遊休農地の発生防止・解消のための施策** につきましては、（1）遊休農地の発生防止について、と、（2）遊休農地解消における支援について、の2つの項目で構成されております。

（1）、（2）とも、今回は【継続】となっております。

大項目の3つ目の **3 新規参入の促進のための施策** でございますけれども、（1）後継者や新規参入者への支援について、と、（2）マッチング制度の創設、の2つの項目で構成されております。

（1）につきましては【継続】でございます、（2）マッチング制度の創設について【新規】、を読ませていただきます。

藤沢市では、新規就農希望者が多く、また、農業後継者が減少している中、新規就農者は今後の都市農業を支える重要な役割を果たしている。

新規就農者は農業アカデミーや、一部認定農業者のもとで研修を重ねた後、就農するが、農業用施設や農機具の負担も大きく、疎外感や孤独感を抱えている人もいる一方、既存の農業者の中には、後継者がおらず、離農やむなしの農業者もあり、農地の荒廃化・遊休化する要因になっている。

こうした課題の解決に向け、新規就農者と農業者をマッチングする制度の創設について検討すること。【新規】
につきましては、【新規】として載せてございます。

続きまして、24ページをお開きください。

大項目の4つ目の **4 その他地域農業の維持・発展のための施策** につきましては、（1）から（8）までの8項目で構成されております。

(1) 地産地消等藤沢産農畜産物の利用促進について、の①、②につきましては【継続】でございます。

(2) 農業経営への支援について、の①、②、③につきましては【継続】でございます。④野菜果樹等の再生産価格に準じた販売力強化の後押し等を図ること。これは【新規】として載せてございます。

続きまして、(3) 有害鳥獣対策に係る支援について、続きまして、25ページに進みまして、(4) 農業・農地の有益性に関する啓発について、(5) 浸水対策について、につきましては、いずれも【継続】でございます。

次の(6) 農業残渣等の廃棄に係る支援について、につきましては、「廃棄物の焼却場への無料受け入れ等農家支援の方策を検討すること。」を【一部新規】として修正しております。

(7) 自然災害による農産物等の被害対策について、は【継続】でございます。して、(8) 中小規模経営体の支援について、は、「都市農業を支える」という形で【一部新規】、文言を修正しております。

事務局からは、以上でございます。

議長（齋藤義治委員） ただいま説明が終わりました。

この件に関して何か意見はございませんか。

この3番の「新規参入促進のための施策」を見ていただきたいのですが、(2)で「マッチング制度の創設について」ということで、今回、書かれております。

これは、私が書いたのですが、農業をやめる方がかなりいらっしゃいます。また、逆に新規参入をしてこられる方も結構おられますけれども、新規参入した方が一番大変なのは、いわゆる農機具ですとか農地を借りることですが、そういうところで、このマッチング制度で、やめる人と、これから始める人を、うまくマッチングできないかということで書かせていただきました。

他市では、こういうことをやっているところもありますが、今回、これを初めて書いて、これからどうしようかということは、具体的な内容は何も決まっていなわけですが、大まかなことは考えているのですが、皆さんの方で、こういうふうにしてやっていったらいいのではないかということで、何

かございませんか。

井出委員。

3 番（井出茂康委員） 例えですけれども、先ほどの相続とか何かが発生するときに、それっぽくなったらと言うと失礼かもしれないですけれども、できる、できないということがあって、もう続けられないから誰かに貸したいというような話をされたときに、例えば一個人であっても、中間管理機構か何かを使っておけば、全部納税猶予がそっくりそのまま利きますよみたいな形が、もう少し広がっていくとか、そういうようなものを広く伝えていく場所がないと、多分みんな誰かに貸してしまったら、そこは農地としてうちが使っているという言い訳ができなくなってしまうとか、ちょっと荒らすと、やはり難しくなってしまうとかというような話を、そのまま中間管理機構なり農業委員なりが入って、普及させる、浸透させていかないと、これは非常に難しいと思うんですよ。

やはり、そういうようなことを知らない方がどんどんどんどんやめていってしまうと思うんですね。それが、そのまま荒廃地につながっていくので、先ほどもどこかに「広報」というのがあったと思いますけれども、このマッチング制度と広報をうまくつなげていくことが非常に大事ではないかと私は思いますね。

議長（齋藤義治委員） 相続という一つのアレがありますけれども、例えば高齢になって体が動かなくなって農業の継続が難しくなった場合など、例えばそのところを何とかしたいといったときに、誰に相談をするのか、あるいは広報といっても、どのように広報につなげていくのか、その辺で、何か意見はないですか。――まあ今後の課題ですけれどもね。

これから、高齢になって農業ができなくなる、あるいは相続が発生して農地が分散してしまうようなこともあろうかと思いますが、新規就農者の方に何とか集積できるような形ができればいいですけれどもね。

この間、長野県から視察に来られましたが、長野県では「新規就農里親支援事業」ということでやっているようですけれども、「里親」というと、何か言葉が……、というふうなこともありましたので、藤沢市独自のものができれば

何かほかにはございませんか、この意見書に関して。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第２３号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第２３号について、承認することに決定をいたします。

本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から報告事項等がございますか。

事務局（松下翔太郎事務職員） 1点、説明をさせていただきます。

来月の総会と地区協議会ですけれども、今月の地区協でも説明をさせていただいたとおり、日程がイレギュラーになっているので、再度説明させていただきます。

六会・長後地区、御所見・遠藤地区の地区協議会ですが、7月18日、火曜日の午前10時から、場所はここ、本庁舎5階の5-1・5-2会議室で行いますので、お間違えないようにお願いします。

藤鶴・村岡・明治地区ですが、日程は同じで7月18日の火曜日、時間が午後1時半から、分庁舎の5階の5-1会議室で行います。

総会ですが、総会は、同日（7月18日、火曜日）の午後2時半から、こちらの本庁舎5階の5-1・5-2会議室で行いますので、お間違えのないようお願いします。

以上です。

議長（齋藤義治委員） そのほかに、委員の皆様方から何か意見等ございましたらお願いいたします。

それと、令和５年度の推進委員等の最適化活動の点検・評価という票が、皆

さんに行っていると思いますけれども、農業のことについて少しでも話をしたら、それで一つの活動ですから、評価となりますので、記入をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして6月の総会を閉会といたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

どうもありがとうございました。

閉会 午後3時33分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）